

○厚生労働省告示第五十一号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関であるテュフ・ラインランド・ジャパン株式会社について、その基準適合性認証を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年二月十七日

厚生労働大臣 長妻 昭

登録 番号	名称	変更前の基準適合性認証を 行う事業所の所在地	変更後の基準適合性認証を 行う事業所の所在地	変更の日
A B	テュフ・ライン ランド・ジャパ ン株式会社	神奈川県横浜市港北区新横 浜三丁目十九番五号	一 神奈川県横浜市港北区 新横浜三丁目十九番五号 二 神奈川県横浜市都筑区 北山田四丁目二十五番二 号 三 大阪府大阪市北区東天 満二丁目九番一号	平成二十 二年八月一 日

A B	テュフ・ライン ランド・ジヤパ ン株式会社	<p>一 神奈川県横浜市港北区 新横浜三丁目十九番五号</p> <p>二 神奈川県横浜市都筑区 北山田四丁目二十五番二 号</p> <p>三 大阪府大阪市北区東天 満二丁目九番一号</p>	<p>一 神奈川県横浜市港北区 新横浜三丁目十九番五号</p> <p>二 大阪府大阪市北区東天 満二丁目九番一号</p>	<p>平成二十 一年九月 一日</p>
--------	-----------------------------	--	--	-----------------------------